

県南広域振興局長告示第 107 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、指定医療機関が病院、診療所又は薬局を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成 19 年 5 月 15 日

県南広域振興局長 酒 井 俊 巳

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
岩手県立大迫病院	花巻市大迫町大迫 13 地割 20 番地 1	平成 19 年 3 月 31 日
循環器科・内科大平医院	花巻市鍛冶町 7 番 12 号	〃
かさい睡眠呼吸器クリニック	北上市堤ヶ丘一丁目 9 番 32 号北良メディカルセンター 1 階	〃
いいとよ診療所	北上市飯豊 6 地割 97 番地 4	〃
やすはら薬局	北上市本通り二丁目 4 番 20 号	〃
岩手県立磐井病院附属真滝診療所	一関市滝沢字寺田下 71 番地	〃
及川整形外科クリニック	奥州市江刺区八日町一丁目 1 番 32 号	〃